# 網走家普衛生情報

令和3年度(2021年度) 第2号(6月)

(6月) 北海道網走家畜保健衛生所

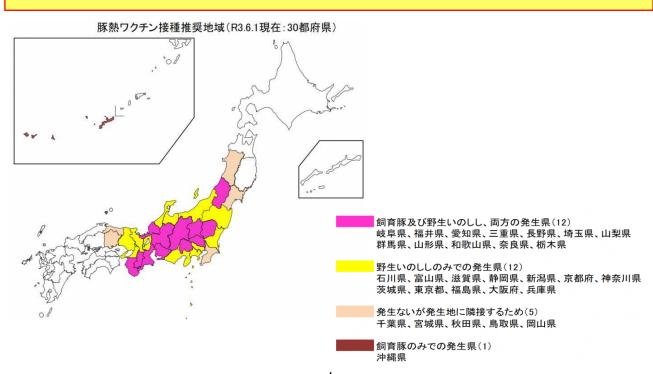


「豚熱の発生状況について ・・・・・・1	放牧シーズン到来
アフリカ豚熱の侵入防止策の強化について・2	Youtube で見てみよう! 畜舎消毒 とり
高病原性鳥インフルエンザについて・・・・3	病性鑑定材料の採材及び送付方法・・・9~10
飼養衛生管理基準の遵守と定期報告提出	市場上場牛のヨーネ病検査について・・・10
防疫演習報告	牛のサルモネラ症に注意!・・・・・11
令和3年度予防事業の実施計画、変更・・・・5	サルモネラ症の有効な対策について 11~12
監視伝染病の発生状況・・・・・・・6	(発生農場アンケート調査) 「 11~12
抗生物質の残留事故注意	着任の挨拶・・・・・・・・・13
飼育診療施設の変更届について 「 ′	所内体制について・・・・・・・・14

### 豚熱の発生状況について

平成30年9月、岐阜県で26年ぶりとなる豚熱の発生が確認されました。その後、13県68戸(令和3年6月4日現在)の養豚場で豚熱の発生が確認されており、また、野生イノシシでの豚熱陽性事例は、24都府県で確認されています。感染拡大を防ぐため、現在、下図の30都府県で豚熱ワクチンが接種されています。ワクチン接種農場の生きた豚等(と畜場出荷を除く)、精液、受精卵、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については原則として、ワクチン接種区域内の農場等への移動・流通に限られています。

## ※他県から北海道へ豚、精液及び受精卵等を導入する際は 必ず出荷元を確認してください。



### アフリカ豚熱(ASF)の侵入防止策の強化について

### ●韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況



日本の近隣諸国では、ASF の発生が継続しており、日本への侵入リスクが依然として高い状況です。

韓国では、北朝鮮との境界付近で発生が続いており、直近では令和3年5月5日に江原道の農場で発生がありました。 韓国全域に拡散することが懸念されることから、今後の動向に注視が必要です。

また、ASF 発生国から日本に持ち込まれた携帯品 95 件からは ASF ウイルス遺伝子が検出され、この内感染性を有するウイルスが分離された事例もありました(令和3年3月30日現在)。

引き続き、海外からの侵入の警戒を怠ることなく、本病の発生予防に努めるようお願いいたします。

初発生:2019年9月17日

発生数:豚17件、野生いのしし1353件

豚、いのしし飼養頭数:約1127万9894頭

※ OIE報告、韓国当局公表資料等の情報を元に作成 飼養頭数: FAO統計(2019)による

赤字は更新箇所

### ●ASF 侵入防止対策の強化

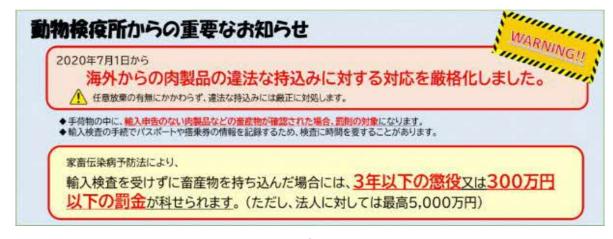
日本は、ASF の清浄国ですが、海外からの家畜伝染病の侵入リスクが高まっていることから、 侵入防止対策が強化され、昨年7月から畜産物の違法な持込みに対する対応が厳格化されまし た。違反者には警告書が発出され、**悪質性が高い場合には逮捕される事例も発生**しています。特 に外国人研修生等を受け入れている農場では、外国製の肉製品を農場に持込ませないよう指導を お願いします。詳しくは、農林水産省動物検疫所の HP をご覧ください。

3

751

江陵市

小計

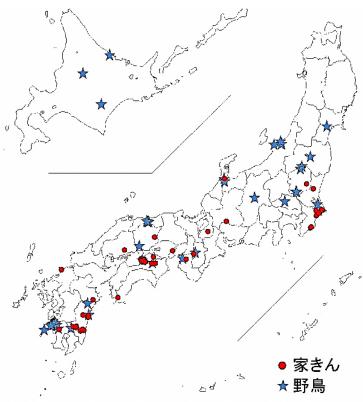


### 高病原性鳥インフルエンザについて

令和2年11月、香川県において2年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生しました。その後も全国で発生が相次ぎ、令和3年5月18日現在、18県で52例の発生が確認され、殺処分羽数は1,000万羽にせまる状況となっています。

また、今シーズンは北海道を含む 18 道県 58 例の野鳥からも本病ウイルスが検出されています。これは大陸からの渡り鳥が多量にウイルスを持って飛来し、広く環境を汚染したためといわれています。そのため、渡り鳥の飛来シーズンは終わりましたが、引き続き警戒が必要です。ハイリスクシーズンを終えたこの時期に、鶏舎の点検・修繕、消毒の徹底など関係者が一丸となって対策に取り組みましょう。

死亡羽数の増加等、異常があれば速やか に獣医師や家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。



令和2年度全国の高病原性鳥インフルエンザ 発生状況(農林水産省 HPより)

### <主な侵入防止対策>

- ・家きん飼養農場へは、必要がない限り立ち入らない、立ち入りさせない!
- ・ 鶏舎周りを整理整頓し、野生動物の隠れ場所をなくす。
- ・野生動物が鶏舎に侵入しないよう、**防鳥ネット(網目2cm以下がポイント!)**を整備し、小さな隙間も必ず埋める。
- ・鶏舎ごとに専用の手袋、作業着、長靴を着用する。
- ・衰弱したり死んでいる野鳥を見つけた場合は、素手で触らない。
- ・ 衛生管理マニュアルを整備し、従業員も含め対策を徹底する。



### 飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の提出を!

#### 1 飼養衛生管理基準について

飼養衛生管理基準の目的は、日頃から適切な飼養衛生管理を徹底し、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の伝染病から大切な家畜を守ることです。

(1)対象となる家畜

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊、豚・いのしし、馬、鶏・あひる・うずら・ きじ・だちょう (エミュー)・ほろほろ鳥・七面鳥

- (2) 令和2年度に新設された飼養衛生管理基準の概要
  - ○消毒設備の設置箇所を明らかにした平面図の作成
  - ○飼養衛生管理マニュアルの整備
  - 〇入場者、家畜の移動、家畜の異状に関する記録等を作成、1年間以上保存
  - ○原則、衛生管理区域内で犬・猫は飼わない
  - ○衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
  - ○衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

※ ハンドル、ペダル、フロアマット等も消毒することとなりました。

- 〇畜舎に立ち入る者の手指消毒等
- ○畜舎の入口における靴の交換又は消毒
- ※ 詳細は家畜の種類によって異なります。 農林水産省の HP 等で確認してください。

農林水産省 飼養衛生管理基準



#### 2 定期報告について

家畜の飼養頭羽数や衛生管理の状況等の定期報告は、家畜伝染病が発生した際に、迅速で的確なまん延防止措置を講ずるために、御報告いただいているものです。

提出の際には報告漏れがないよう御確認をお願いします。

未報告の場合、30万円以下の過料に処される可能性があります。

### 令和3年2月に口蹄疫防疫演習を行いました!

口蹄疫防疫演習は、令和2年度から令和5年度にかけ、オホーツク総合振興局管内を6地区に分けて一巡する計画です。令和2年度はオホーツク家畜自衛防疫推進協議会及び地域の自衛防疫組合の御協力をいただき、次の2地区で実施しました。

開催日	場所	対象市町村			
R3. 2. 2	紋別市 生涯学習センター	西興部村、滝上町、紋別市			
R3. 2. 5	遠軽町 かぜる安国	遠軽町、佐呂間町、湧別町			

#### <主な内容>

1 机上演習

口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況 及び防疫措置

2 実地演習

集合施設の運営、防疫作業従事者の健康チェック 及び防疫衣の着脱



実地演習(防疫衣の着脱)

### 令和3年度 予防事業の実施計画について

今年度の事業計画は下表のとおりです。

検査の実施にあたっては、生産者及び関係機関の皆さまの御協力をよろしくお願いします。

市町村名(地区)	事業名	実施予定時期	
斜 里 町	- 乳・肉用牛のヨーネ病検査 + - 飼養衛生管理基準遵守状況の確認 -	4~5月(終了)	
置戸町		5月、11~1月	
佐呂間町(若佐)		8~9月	
遠 軽 町		5~8月	
紋別市(紋別)		9~11月	
管内全域	蜜蜂の腐蛆病検査	8~9月	
管内全域	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ 強化モニタリング検査	10~11月	
小清水町		7月	
湧別町(東・芭露)	飼養衛生管理基準遵守状況の確認   (対象:牛、めん羊、山羊、鹿飼養農家)	11~12月	
北 見 市 (北見·留辺蘂·常呂)		1月	

### 牛の結核・ブルセラ症の検査対象が変わりました

牛の結核及びブルセラ症は、国内において清浄化を達成したと考えられることから、国際 獣疫事務局(OIE)が定める国際基準に基づき、今後「清浄化宣言」が行われる予定とのこと です。

今年度からは、検査対象を下表のとおり変更し、<u>清浄化維持サーベイランス</u>として検査を 行います。御協力をお願いします。

疾病	令和3年度以降の検査対象
牛の結核	輸入して1年以上経過している牛及び種畜 (令和2年度までに検査済の牛を除く)
牛のブルセラ症	上記に加え、流死産した牛の病性鑑定材料

### 令和2年次 監視伝染病の発生状況

全国、道内及びオホーツク管内の監視伝染病の発生状況を下表のとおりお知らせします。 管内では、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫(旧:牛白血病)、サルモネラ症 等が発生しています。日頃より飼養衛生管理基準を遵守し、農場内に病原体を持ち込まないよう 努めましょう。

病 名		家畜の 種類	令和2年(2020年)1~12月				
			全国	北海道		オホーツク管内	
			頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜	ヨーネ病	牛	807	197	722	14	39
		めん羊・山羊	3				
伝	豚熱	豚	23				
染病	高病原性鳥インフルエンザ	鶏	155				
	腐蛆病	蜜蜂	126				
	牛ウイルス性下痢	牛	275	73	168	12	40
	牛伝染性鼻気管炎	牛	11	2	4	1	1
	牛伝染性リンパ腫	牛	3,846	301	745	34	99
	牛丘疹性口内炎	牛	24	2	22	1	3
	破傷風	牛	134	4	5	1	1
		馬	2	1	1		
届出	気腫疽	牛	1	1	1	1	1
		牛	326	65	227	11	20
伝染	サルモネラ症	豚	518	1	3		
病	ネオスポラ症	<b>4</b>	7	3	3		
	馬鼻肺炎	馬	37	18	29		
	豚丹毒	豚	1,637	9	91		
	豚流行性下痢	豚	306				
	豚赤痢	豚	110				
	バロア症	蜜蜂	20	23	591	5	350
	チョーク病	蜜蜂	5	35	601	8	77

### めざせゼロ!生乳への抗菌性物質等の残留事故にご注意!

毎年 15 件前後発生していた管内の生乳への抗菌性物質等残留事故は、発生のあった地域での自主検査の導入などの取り組みにより令和元年度は 2 件にまで減少しました。

しかし、昨年度は5件の発生があり、うち3件はマーキングの脱落、見落とし、治療牛の情報共有不足による誤搾乳が原因でした。これから牧草の収穫等で忙しい時期となりますが、基本的な次の対策を徹底し、今年度こそは、残留事故ゼロを目指しましょう!!



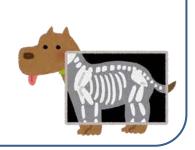
- 〇マーキングは2種類以上で見落とし防止! 牛体へのスプレー、足バンド、看板など
- 〇搾乳前に治療牛を確認し、作業者間で情報共有! ホワイトボード等を活用し、治療牛を可視化



### 飼育動物診療施設の変更届はお済みですか?

飼育動物診療施設の開設者・管理者は届け出た事項に変更があれば変更届の提出が必要です。 次の事項に変更があった場合、10日以内に当所またはオホーツク総合振興局農務課に変更届を 提出してください(獣医療法第3条、獣医療法施行規則第1条)。

- ① 開設者の氏名・住所
- ② 管理者の氏名・住所
- ③ 診療業務を行う獣医師 (新規採用など)
- ④ 診療施設の名称
- ⑤ 診療施設の構造設備 (部分的な改築など)
- ⑥ エックス線装置に関する事項 (使用装置の変更など)
- ⑦ 診療の業務の種類
- ⑧ 法人の場合、定款



各種様式の電子データ(ワード形式)が必要な場合は、当所にお問い合わせいただくか、北海 道庁 畜産振興課のホームページの「獣医師、獣医療に関することー飼育動物診療施設開設状 況」をご覧ください。